

愛媛県特定業務職員 発達障がい者支援センター相談員（会計年度任用職員（フルタイム））

採用試験案内

〔愛媛県立子ども療育センター〕

令和3年2月4日

愛媛県立子ども療育センター

愛媛県特定業務職員の発達障がい者支援センター相談員採用のための試験を次のとおり行います。

- 試験日 随時実施
- 受付期間 随時
- 試験会場 愛媛県立子ども療育センター（東温市田窪2135番地）
- 採用予定日 令和3年4月1日以降

●県での任用実績にかかわらず、何度でも採用試験に応募できます。



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
特定業務職員（発達障がい者支援センター相談員） 地方公務員法（令和2年4月1日改正後）第22条の2第1項の会計年度任用職員	1人	愛媛県立子ども療育センター内の発達障がい者支援センター	発達障がい児（者）等の相談支援又は発達支援等の業務に従事します。

2 受験資格

(1)平成15年4月1日までに生まれた者

(2)次のいずれかに該当する者

- ① 心理判定等の経験若しくは社会福祉士の資格等を有する者又は採用までにその資格等を取得する見込みの者であって、障がい児（者）の発達支援に豊富な知識を有するもの
- ② 特別支援学校教諭免許等を有する者又は採用までにその免許等を取得する見込みの者であって、障がい児（者）の相談援助に豊富な知識を有するもの
- ③ 保健師免許を有する者又は採用までにその免許を取得する見込みの者であって、障がい児（者）の発達支援に豊富な知識を有するもの

(3)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

※ 愛媛県臨時職員（22条）として雇用されたことがある方も受験できます。

3 試験の方法等

試験種目	配点	試験の内容
面接試験	150点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※ 一定の基準に満たない場合には、不合格となります。

4 試験の日時、場所

(1)試験日 随時実施

(2)試験実施場所 愛媛県立子ども療育センター（東温市田窪2135番地）

(3)その他 試験日などは、個別に日程調整のうえお知らせします。

## 5 受験申込み方法

次のとおり、書類を直接持参又は郵送のいずれかの方法で申し込んでください。

### (1)受付期間

随時

### (2)申込方法

履歴書を下記応募先へ提出してください。

○市販の用紙（A4判又はA3判・二つ折り）を使用のこと

○最近6ヶ月以内に撮影した写真を添付のこと

○添付写真又は氏名の上の空白部分に試験区分の「発達障がい者支援センター相談員」を明記すること。

○社会福祉士資格、特別支援学校教諭免許又は保健師資格等の取得日を必ず記載のこと

応募先	応募先の住所
愛媛県立子ども療育センター事務局	〒791-0212 東温市田窪2135番地

## 6 採用

試験合格者は、令和3年4月1日以降に採用されます。（合格の有効期限は、令和4年2月末まで）

## 7 採用後の勤務条件

### (1)任用期間

1会計年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）内。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。

その後も公募による採用試験を受験可能です。

※任用回数、年齢による応募制限はありません。

### (2)勤務時間

1週38時間45分（週5日勤務）で、原則として月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までです。

※1日の勤務時間及び週の勤務日数は、任用期間中（年度内）は固定となります。

### (3)休日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）です。

### (4)服務

特定業務職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

・服務の宣誓（第31条） ・秘密を守る義務（第34条）

・職務に専念する義務（第35条） ・政治的行為の制限（第36条）

・争議行為等の禁止（第37条） ・営利企業への従事等の制限（第38条）

### (5)給与等

① ◇ 心理判定等の経験又は社会福祉士の資格等を有する者は、月額183,111円（1級25号給相当）～189,643円（1級29号給相当）（行政職給料表を適用する定数内の職員として採用されたと仮定した場合に、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の規定に基づき、その者が受けることとなる初任給の4号給下位相当を適用）の基本給が支給されます。

◇ 特別支援学校教諭免許等を有する者（大卒）は、月額205,020円（2級1号給相当）～211,854円（2級5号給相当）、特別支援学校教諭免許等を有する者（短大卒）は、月額178,287円（1級11号給相当）～211,050円（1級27号給

相当) (いずれも高等学校等教育職員給料表を適用する教諭又は養護教諭として採用されたと仮定した場合に、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の規定に基づき、その者が受けることとなる初任給の4号給下位相当を適用)の基本給が支給されます。

◇ 保健師資格を有する者(大卒)は、月額213,663円(2級11号給相当)～219,190円(2級15号給相当)、保健師資格を有する者(短大3卒)は、月額201,703円(2級5号給相当)～216,276円(2級13号給相当)(医療職給料表(三)を適用する定数内の職員として採用されたと仮定した場合に、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の規定に基づき、その者が受けることとなる初任給の4号給下位相当を適用)の基本給が支給されます(下表参照)。

- ② 令和4年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります(号給の上限に達した場合は、当該上限号給の額となります。)
- ③ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、退職手当等が支給されます。
- ④ 社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)が適用されます。
- ⑤ 継続勤務期間が12月を超えると、地方職員共済組合に加入します。

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

#### (年収モデル)

【心理判定等の経験又は社会福祉士の資格等を有する者】

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①年額	②期末手当	年収 (①+②)	月額	③年額	④期末手当	年収 (③+④)
7.75 h	5日	38.75 h	183,111	2,197,332	303,505	2,500,837	189,643	2,275,716	483,588	2,759,304

【特別支援学校教諭免許等を有する者(大卒)】

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①年額	②期末手当	年収 (①+②)	月額	③年額	④期末手当	年収 (③+④)
7.75 h	5日	38.75 h	205,020	2,460,240	339,820	2,800,060	211,854	2,542,248	540,226	3,082,474

【特別支援学校教諭免許等を有する者(短大卒)】

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①年額	②期末手当	年収 (①+②)	月額	③年額	④期末手当	年収 (③+④)
7.75 h	5日	38.75 h	178,287	2,139,444	295,509	2,434,953	211,050	2,532,600	538,176	3,070,776

【保健師資格を有する者(大卒)】

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①年額	②期末手当	年収 (①+②)	月額	③年額	④期末手当	年収 (③+④)
7.75 h	5日	38.75 h	213,663	2,563,956	354,146	2,918,102	219,190	2,630,280	558,934	3,189,214

【保健師資格を有する者(短大3卒)】

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①年額	②期末手当	年収 (①+②)	月額	③年額	④期末手当	年収 (③+④)
7.75 h	5日	38.75 h	201,703	2,420,436	334,322	2,754,758	216,276	2,595,312	551,502	3,146,814

※ 給与月額及び期末手当支給率は、改定されることがあります。

※ 標準的な場合を想定した試算額であり、任用期間や勤務状況等により、上記のとおりにならないことがあります。

## 8 試験結果の開示

(1)この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

